

知事登録普通肥料生産の手引き

I.	普通肥料とは.....	1
1	公定規格について.....	1
II.	普通肥料の登録手続きと留意事項.....	2
1	登録手続き.....	2
(1)	添付書類（必須、全て写しで可）.....	2
(2)	該当する場合に提出する添付書類（全て写しで可）.....	2
2	登録後の留意事項等.....	3
(1)	登録証の備え付け.....	3
(2)	登録有効期間と更新.....	3
(3)	登録内容の変更、登録証の再発行、失効などの手続き.....	3
(4)	法律上の遵守事項.....	3
(5)	その他留意事項.....	4
III.	更新、変更、失効、再交付.....	4
1	登録有効期間更新.....	4
2	変更.....	4
3	失効.....	5
4	再交付.....	5
IV.	各種申請書及び記載例.....	5

令和7年10月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

＜各申請・届出の提出先及び問合せ先＞

千葉県農林総合研究センター検査業務課

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1

電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

メール：koyashi@pref.chiba.lg.jp

I. 普通肥料とは

肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という）において「肥料」とは次のように定義されています。①植物の栄養とするため、土地に施用するもの。②植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。③植物の栽培に役立つよう、土壌に化学変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

肥料は「普通肥料」と「特殊肥料」に分けられ、このうち「特殊肥料」は農林水産大臣により指定されています（特殊肥料の詳細は『特殊肥料生産の手引き』を参照）。

それ以外のものは「普通肥料」となり、原則として「公定規格」が定められおり、この規格に適合したものを登録することで、生産や輸入が可能となります。

若しくは、既に登録又は届出のある肥料及び土壌改良資材のみを配合する肥料を生産する場合は、指定混合肥料として届出を行います（指定混合肥料の詳細は『指定混合肥料生産の手引き』を参照）。

なお、輸出のみの肥料及び工業用又は飼料用とする肥料は、法の適用外となります。

肥料制度の詳細、公定規格を含む関連法令については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のホームページ「肥料・土壌改良資材」を参照してください。

[\(http://www.famic.go.jp/ffis/fert/\)](http://www.famic.go.jp/ffis/fert/)

1 公定規格について

肥料登録を受けるには、普通肥料の公定規格に適合する必要があります（公定規格：肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件 昭和 61 年 2 月 22 日 農林水産省告示第 284 号）。公定規格は、肥料を 100 以上の種類に分類し、その種類ごとに、最低限含まれていなければならない肥料成分の量、有害成分の規制値、使用できる原料等が定められています。そのため、肥料の原材料、生産工程、肥料・有害成分の量から、どの肥料の種類に分類されるか検討してください。肥料の種類により、農林水産大臣又は生産事業場のある都道府県知事へ、銘柄ごとに登録申請をします。知事登録となる主な肥料は以下のとおりです。

- 天然物由来の有機物質のみからなる肥料
- 石灰質肥料、苦土肥料（鉍石粉碎物）
- 知事登録の有機質又は石灰質肥料を原料とする複合肥料
- 都道府県をまたがっていない農業協同組合連合会、地区たばこ耕作組合又は、たばこ耕作組合連合会が配合して生産する肥料

なお、知事登録肥料に該当するものであっても、肥料（製品）として輸入する場合は、農林水産大臣への登録となります。

Ⅱ. 普通肥料の登録手続きと留意事項

肥料の登録申請は、郵送又はメール等で受け付けます。登録及び有効期間更新の手続きには、所定の手数料がかかります。それ以外の手続きは無償です。

手数料は、電子納付又は千葉県収入証紙（郵送か持参、貼り付けない）で支払い可能です。

1 登録手続き

新規に登録する1銘柄ごとに、肥料登録申請書と下記添付書類、肥料サンプル（500g程度を密閉し、肥料名称を記入）、手数料が必要です。

○登録 36,000 円/件

（都道府県を越えない農業協同組合その他政令で定める者が生産する肥料：18,000 円）

(1) 添付書類（必須、全て写しで可）

① 登録申請者証明書類

法人：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人：住民票又は運転免許証写し

② 生産事業場の所在地図

幹線道路、駅等からの道順を示したもの（手書き、地図コピーでも可）

*①、②は既に登録のある個人又は法人が、新銘柄の登録をする場合は添付を省略可。

(2) 該当する場合に提出する添付書類（全て写しで可）

① 公定規格に当課で分析できない有害成分の最大量が定められている肥料

（当課で分析可能な成分：ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛）

「成分分析報告書」 有害成分の分析値等を示す報告書（様式自由）

② 公定規格に「植害試験の調査を受け害が認められないものであること」が定められている肥料（乾燥菌体肥料など）

「栽培(植害)試験成績書」 *県では植害試験を行いません。試験の成績書を添付してください。

③ 混合堆肥複合肥料 「原料堆肥の届出書」及び「成分分析書」

④ 肉骨粉等を原料とする肥料 どちらか該当する方を提出

「豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」

豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等

「製造基準適合確認書」又は「肥料原料供給管理票」

牛由来の肉骨粉等

⑤ 菌体りん酸肥料 「品質管理計画及び農林水産大臣確認書」

⑥ 他人所有の施設等を賃借して生産（保管）もしくは委託生産する場合
「賃貸借又は委託生産契約書」

他人所有の施設等を賃借して肥料の生産（保管）を行う場合は賃貸契約書を、他者へ生産を委託する場合は委託生産契約書を添付してください。委託生産は、受託者が生産した肥料は全て委託者に譲渡されることが要件となります。委託者以外へ譲渡する場合は、受託者が当該肥料の登録をすることが必要です。

⑦ 法人からの登録で、申請者が法人代表者ではない場合（工場長等）
「委任状」

日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代理人職氏名を記したもの。様式は任意。法人代表者から代理人として権限を委任された者（工場長等）の代理権の存在を証明する書類

2 登録後の留意事項等

(1) 登録証の備え付け

登録証は主たる事務所に、その写しを生産する事業場(工場等)に備え付けてください。

(2) 登録有効期間と更新

公定規格により、登録有効期間は3年もしくは6年に定められています。有効期間を越えて継続する場合は、有効期間満了の30日前までに更新申請を行います。更新を行わずに登録有効期間が過ぎた場合、その肥料を生産するためには再度登録を取りなおす必要がありますので注意してください。

(3) 登録内容の変更、登録証の再発行、失効などの手続き

登録した事項に変更が生じた場合は、変更があった日から2週間以内に手続きを行ってください。登録証の再発行、失効も手続きが必要です。詳細は「Ⅲ 更新、変更、失効、再交付」を参照してください。

(4) 法律上の遵守事項

① 保証票の添付

保証票を作成し、肥料の容器又は包装外部に明示してください（法第17条）。保証票の記載事項及び様式はFAMICの「肥料の表示の手引き」を参照してください。

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub8_hyoji.pdf

② 異物混入の禁止

品質が低下するような異物を混入してはいけません（法第25条）。

③ 虚偽の宣伝等の禁止

主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法（材料や生産工程）について、虚偽の宣伝、誤解を生じる恐れのある名称を用いてはいけません（法第26条）。

④ 帳簿の備付

肥料生産及び使用した原料の帳簿を作成し、2年間保存してください（法第27条）。

(5) その他留意事項

① 生産量の報告

毎年1回、1月上旬を目処に当課から調査用紙を送付しますので、報告をお願いします。

② 立入検査

農林水産大臣又は都道府県知事は法の目的達成のため、生産事業場、倉庫、その他の場所に立ち入り、質問、帳簿書類の検査、肥料の分析検査（行政検査）のための必要最小量の収去を行うことがあります（法第30条第1項及び第3項）。当課でも、毎年抽出での立入検査を実施していますので、御協力をお願いします。

Ⅲ. 更新、変更、失効、再交付

1 登録有効期間更新

更新する1銘柄ごとに、「肥料登録有効期間更新申請書」及び「登録証」の提出と手数料の納付が必要です。

○登録有効期間更新 7,300 円/件

（都道府県を越えない農業協同組合その他政令で定める者が生産する肥料：3,600 円）

登録時に添付した書類（適合確認書、賃貸契約書等）の有効期限が過ぎている場合は、更新したものを提出してください。申請者が代表者でない場合は、委任状を添付してください。

2 変更

変更内容により提出する書類が異なります。該当する届出書又は申請書と、変更内容の分かる添付書類（登記簿謄本、各契約書等）を提出してください。書替の場合は、登録証もあわせて送付してください。保証成分量やその他規格の変更の場合は、失効届を提出後、新規登録を行ってください。

・「生産工程の概要」の変更について

肥料の品質への影響が小さい変更（例：生産工程の軽微な変更、原材料割合の小幅な変更など）については、更新時に変更後の生産工程を記載すれば、変更届は不要です。判断に迷う場合は、当課までご相談ください。

変更内容	提出書類
・法人代表者氏名 ・生産事業場の名称、所在地 ・保管する施設の所在地 ・生産工程の概要	肥料登録事項変更届
・法人の名称又は主たる事務所の所在（個人の場合は氏名又は住所） ・相続や法人の合併又は分割による氏名(名称)、住所(所在地)の変更 ・肥料名称 注) 肥料名称の変更は、自他に支障を生ずるのを防止する場合のみに限られます。	肥料登録証の書替交付申請書

3 失効

廃業等により、肥料の生産を廃止したときは、「肥料登録失効届」と「登録証」を提出してください。また、以下の場合は、失効届を提出後、再度登録申請を行ってください。

- 保証成分量やその他規格の変更（別肥料として取り扱うため）
- 更新を行わず、登録有効期間が過ぎた場合

4 再交付

登録証を滅失又は汚損し再交付を申請する場合、肥料登録証再交付申請書と登録証（汚損の場合のみ）を提出してください。

Ⅳ. 各種申請書及び記載例

肥 料 登 録 申 請 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所(所在地)

(電話番号 - -)

(Fax 番号 - -)

氏 名(法人にあってはその名称及び、代表者の氏名)

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

氏 名(法人にあってはその名称、代表者の氏名)

住 所(所在地)(〒 -)

- 2 肥料の種類

- 3 肥料の名称

- 4 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)

その他の規格

- 5 生産する事業場の名称及び所在地

名称

所在地(〒 -)

- 6 保管する施設の所在地

(名称)

所在地(〒 -)

- 7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号に掲げる事項（別紙のとおり）

第1号（生産工程図）

千葉県収入証紙
貼り付け用スペース
(申請時は貼り付けないでください)

【記載例】

肥料登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入

申請者が個人にあっては住民票又は運転免許証に記載のとおりに、法人は登記簿に記載のとおりにご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
名称及び、代表者の氏名
千葉肥料株式会社
代表取締役 千葉 太郎

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 **千葉肥料株式会社**
代表者 **代表取締役 千葉 太郎**
所在地 (〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941番地1**

- 2 肥料の種類 **加工家さんふん肥料**
公定規格に該当するものを記載

- 3 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241**
登録する名称を記載。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項（誤解を生ずる名称の禁止）に違反しないようご注意ください。詳細はFAMICの肥料登録申請の手引きも参照してください。http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_touroku.pdf

- 4 保証成分量その他の規格
保証成分量 (%) **窒素全量 2.5**
りん酸全量 4.0
加里全量 1.0

公定規格で定められた主成分の最小量以上であることが必要です。保証成分量の記載順序及び小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量 (%)」の欄に記載されている順序及び桁数のとおりとしてください。

その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量 (%)**

窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.004
その他の制限事項 水分は 20%以下であること

公定規格の「含有を許される有害成分の最大量 (%)」及び「その他の制限事項」を記載。公定規格に記載無い場合は「該当なし」、記載事項が多い場合は「公定規格のとおり」と記載。

審査等の問い合わせのため、連絡先電話番号をご記載ください。

5 生産する事業場の名称及び所在地

名 称 **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地(〒**266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808(電話番号:043-291-0151)**

6 保管する施設の所在地

1) 名称：**千葉肥料株式会社 本店**

所在地：〒**266-0014** **千葉市緑区大金沢町941-1**

2) 名称：**千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地：〒**266-0006****千葉市緑区大膳野町808**

生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、通常、生産事業場も保管場所に該当します。複数ある場合は、列記又は別紙一覧として漏れなく記載します。5と同じ場合、「同上」の記載も可能です。

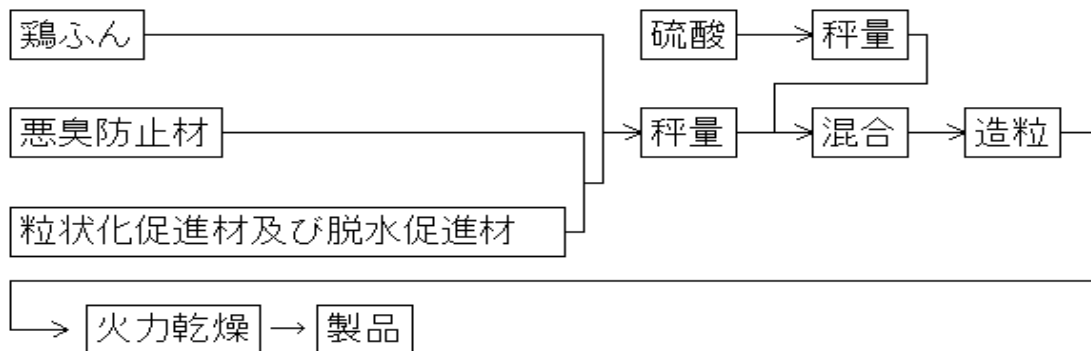
7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項

・生産工程の概要

上記施行規則で定められた生産工程の概要の記載が必要な肥料は、生産工程フロー図を記載します。不要な場合は、「該当事項なし」と記載します。

記載方法については、FAMICの「生産工程の概要の書き方」も参照してください。

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_koutei.pdf



*1 原料に既に登録のある肥料を使用する場合は、肥料の名称、種類、登録番号を記載してください。例：混合有機質肥料は、千葉県第〇〇号の「△△肥料」又はこれと類似するもの。

*2 2号に該当する肥料（菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料等）は、原料の使用割合や原料規格への適合性が確認できる事項も記載してください。

・材料の種類及び名称並びに使用量

悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進材は、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物(95:5)を製品中4%以内使用する。

材料を用いる場合は材料の種類及び具体的な名称、使用割合を記載します。材料の種類は決められた名称を用いてください。

肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所(所在地)

(電話番号 - -)

(Fax 番号 - -)

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名)

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 千葉県第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
氏 名(法人にあってはその名称、代表者の氏名)
住 所(所在地)(〒 -)
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格 保証成分量(%)
その他の規格
- 7 生産する事業場の名称及び所在地
名称
所在地(〒 -)
- 8 保管する施設の所在地
(名称)
所在地(〒 -)
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項(別紙のとおり)

千葉県収入証紙
貼り付け用スペース
(申請時は貼り付けないでください)

【記載例】肥料登録有効期間更新申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入

申請者が個人にあっては住民票又は運転免許証に記載のとおり、法人は登記簿に記載のとおりご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
名称及び、代表者の氏名
千葉肥料株式会社
代表取締役 千葉 太郎

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 千葉県第 **1875** 号
- 2 登録年月日 **令和〇×年〇△月〇□日**

登録証に記載された登録番号、登録年月日をご記載ください。

- 3 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 **千葉肥料株式会社**
代表者 **代表取締役 千葉 太郎**
所在地 (〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941番地1**

名称及び住所(所在地)、代表者に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

- 4 肥料の種類 **加工家さんふん肥料**
5 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241**
6 保証成分量その他の規格
保証成分量 (%) **窒素全量 2.5**
りん酸全量 4.0
加里全量 1.0

登録証に記載された肥料の種類、名称保証成分量その他の規格を記載します。成分量を変更する場合は、新規届出が必要です。

その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量(%)**
窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.004
その他の制限事項 水分は 20%以下であること

審査等の問い合わせのため、連絡先電話番号をご記載ください。

7 生産する事業場の名称及び所在地

名 称 **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地(〒**266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808(電話番号:043-291-0151)**

8 保管する施設の所在地

1) 名称：**千葉肥料株式会社 本店**

所在地：〒**266-0014** **千葉市緑区大金沢町941-1**

2) 名称：**千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地：〒**266-0006****千葉市緑区大膳野町808**

生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、生産事業場も保管場所に該当します。複数ある場合は、列記又は別紙一覧としてもれなく記載します。7と同じ場合、「同上」の記載も可能です。

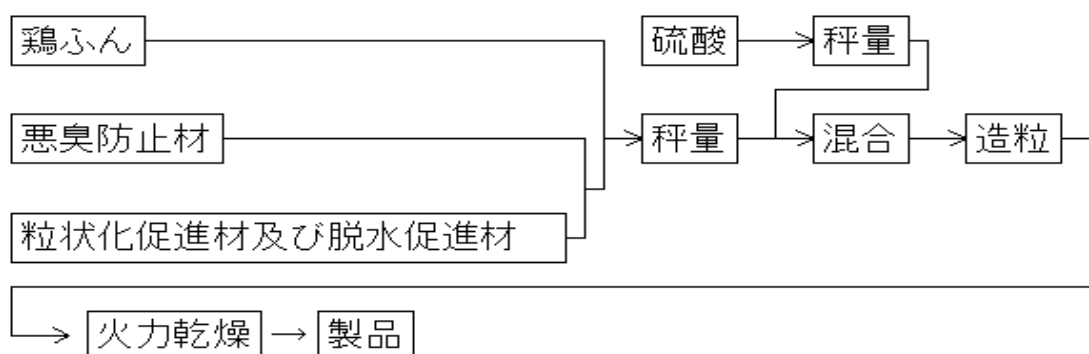
9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項（別紙のとおり）

・生産工程の概要

上記施行規則で定められた生産工程の概要の記載が必要な肥料は、生産工程フロー図を記載します。不要な場合は、「該当事項なし」と記載します。

記載方法については、FAMICの「生産工程の概要の書き方」も参照してください。

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_koutei.pdf



※1 原料に既に登録のある肥料を使用する場合は、肥料の名称、種類、登録番号を記載ください。例：混合有機質肥料は、千葉県第〇〇号の「△△△肥料」又はこれと類似するものである。

※2 2号に該当する肥料（菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料等）は、原料の仕様割合、原料規格への適合性が確認できる事項も記載ください。

・材料の種類及び名称並びに使用量

悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進材は、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物(95:5)を製品中4%以内使用する。

材料を用いる場合は材料の種類及び具体的な名称、使用割合を記載します。材料の種類は決められた名称を用いてください。申請用紙に収まりきらない場合は、別紙にご記載の上、申請書に添付してください。

肥 料 登 録 事 項 変 更 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - -)

(Fax 番号 - -)

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名)

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由

【記載例】 肥料登録事項変更届

肥料登録証の書替を伴わない登録事項(登録証に掲載されない代表者の変更、生産事業場名称・所在地、保管施設所在地、生産工程の概要)の変更は本届出書により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月

持参日又は投函日を記入。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあっては住民票又は
運転免許証に記載のとおり、法人は登
記簿に記載のとおりご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでく
ださい。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**

(電話番号 **043-291-1875**)

(FAX番号 **043-291-1876**)

名称及び、代表者の氏名

千葉肥料株式会社

代表取締役 千葉 太郎

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
千葉県 第〇〇〇号	大豆油かす及びその粉末	〇〇〇〇	令和〇〇年 〇〇月〇× 日	代表者氏名 新 千葉 太郎 旧 千葉 肥太郎 保管する施設の所在地	代表者氏名 代表者交代のため
千葉県 第〇〇△号	加工家さんふん肥料	△△△△	令和〇〇年 〇〇月△× 日	新 1)千葉市緑区大金沢町 941-1 旧 1)千葉市緑区大金沢町 941-1 2)千葉市緑区大膳野町 808	保管する施設の 所在地、保管施設の集 約化のため

- ・今回の変更により該当する全ての知事登録肥料の番号、種類、名称を記載してください。
- ・変更した事項及び内容の新旧を併記してください。
- ・代表者氏名の変更は、登記簿謄本の写しを添付してください。
- ・生産工程の概要の変更は、新・旧の生産工程概略図を添付してください。
- ・変更した理由を簡潔に記載してください(例:代表者交代のため、生産事業場(保管施設)移転による所在地変更のため、保管施設の追加(一部廃止)のためなど)。

肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - -)

(Fax 番号 - -)

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名)

下記の理由により、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項、第2項又は第4項の規定により、登録証の書替交付を申請します。

記

1 書替交付申請の理由

- ☐ 登録証記載事項変更（変更事項及び理由は、別紙「肥料登録事項変更届」のとおり）
- ☐ 相続（合併、分割）により登録を受けた者の地位を承継
- ☐ 肥料名称変更

2 書替交付申請する肥料の登録番号、種類及び名称

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称

3 承継についての詳細（承継の場合のみ記載）

（１）承継した理由及び年月日

（２）登録を受けた者の氏名及び住所（法人はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあってはその名称、代表者の氏名）

住 所（所在地）（〒 - ）

4 肥料名称変更の内容（肥料名称変更の場合のみ記載）

（１）新しい名称

（２）変更する理由

【記載例】

肥料登録証の書替交付申請書

登録証の記載事項に書替を伴う変更が生じた場合、本申請書を登録証とともに提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票又は運転免許証に記載のとおり、法人は登記簿に記載のとおり記入ください。任意組織の名称等は記入しないでください。

住 所(所在地) **千葉市緑区大金沢町941番地1**

(電話番号 **043-291-1875**)

(FAX番号 **043-291-1876**)

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名)

千葉肥料株式会社 代表取締役 千葉 太郎

下記の理由により、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項、第2項又は第4項の規定により、登録証の書替交付の申請をします。

記

1 書替交付申請の理由 **該当する理由に☑を入れてください。**

☒登録証記載事項変更（変更事項及び理由は、別紙肥料登録事項変更届のとおり）

・相続（合併、分割）、肥料名称変更以外の理由で登録証記載事項を変更する場合は、同時に肥料登録事項変更届を提出してください。

☐相続（合併、分割）により登録を受けた者の地位を承継

☐肥料名称変更

2 交付申請する肥料の登録番号、種類及び名称

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称
千葉県第〇〇〇〇号	魚かす粉末	魚粕特号
千葉県第〇〇〇△号	加工家さんふん肥料	家さんふん241号

・申請に該当する全ての知事登録肥料の番号、種類、名称を記載してください。

以下の3、4については、該当する場合のみ記入。

3 承継についての詳細（承継の場合のみ記載）

（1）承継した理由及び年月日 **法人合併による承継、令和〇〇年〇〇月〇△日**

承継の理由（相続、合併又は分割）と承継した日を記入してください。また、承継を証明できる書類及び承継者の登録申請者証明書類（登記簿謄本等）を添付してください。

（2）登録を受けた者の氏名及び住所（法人はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名) **有限会社大膳野肥飼料商店**

代表者職氏名 **代表取締役 千葉 肥太郎**

住 所(所在地) **(〒266-0006) 千葉県緑区大膳野町808番地**

相続(合併、分割)前に肥料登録した者の氏名(名称)及び住所(主たる事務所の所在地)を、登録証のとおりに記載します。

4 肥料名称変更の内容（肥料名称変更の場合のみ記載）

（1）新しい名称 **有機粒状鶏ふん肥料241**

登録する名称を記載。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項（誤解を生ずる名称の禁止）に違反しないようご注意ください。詳細はFAMICの肥料登録申請の手引きも参照してください。 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_touroku.pdf

（2）変更する理由 **他社商標権の侵害に抵触する可能性があるため**

肥料名称の変更は、他社商標権の侵害に抵触する可能性を防ぐため、今までの名称を使用することで顧客に誤解を与えることを防止する場合、自他に支障を生ずるのを防止する場合など、やむを得ない理由がある場合のみ変更が認められます。

肥 料 登 録 失 効 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所(所在地)

(電話番号 - -)

(Fax 番号 - -)

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名)

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了(生産の廃止)により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

【記載例】 肥料登録失効届

登録肥料の有効期間の満了、法人の解散、生産事業の廃止、他の都道府県への移転、保証成分等の変更による失効の場合は、本届出書と登録証を提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入します。

申請者が個人にあつては住民票に記載のとおり、法人は登記簿に記載のとおりご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

住所 **千葉市緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
氏名 **千葉 太郎**

有効期間満了の場合、当該肥料の有効期間満了日の翌日の日付をご記入ください。満了前に生産廃止する場合は、生産を廃止した日付をご記入ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料の登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
千葉県第〇〇〇〇号	混合有機質肥料	混合有機肥料232号

失効する全ての肥料(但し県知事登録の普通肥料に限る)を記載してください。

肥料登録証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所(所在地)

(電話番号 - -)

(Fax 番号 - -)

氏 名(法人はその名称及び、代表者の氏名)

下記の登録証を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 千葉県第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 登録の有効期限 年 月 日

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格
保証成分量（%）

その他の規格

7 再交付理由

【記載例】

肥料登録証再交付申請書

登録証を滅失又は汚損し再交付を申請する場合、本申請書と登録証（汚損の場合）を提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日又は投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人は登記簿に記載のとおりご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉市緑区大金沢町941番地1**

（電話番号 **043-291-1875**）

（FAX番号 **043-291-1876**）

名称及び、代表者の氏名

千葉肥料株式会社

代表取締役 千葉 太郎

下記の登録証を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 千葉県第 **1875** 号

2 登録年月日 **令和〇×年〇△月〇□日**

3 登録の有効期限 **令和〇〇年〇△月〇×日**

4 肥料の種類 **加工家さんふん肥料**

5 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241**

6 保証成分量その他の規格

保証成分量（%） **窒素全量 2.5**

りん酸全量 4.0

加里全量 1.0

その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量（%）**

窒素全量の含有率 1.0%につき

ひ 素 0.004

その他の制限事項

水分は 20%以下であること

登録証に記載されていた内容を記載してください。滅失、又は汚損により登録証の記載内容を確認することが困難な場合は、窓口まで問い合わせください

7 再交付理由 **汚損**

再交付の理由を記載してください（「汚損」又は「滅失」）。「滅失」は無くした場合、「汚損」は著しく汚れて記載事項が読めない場合です。